

別紙Ⅰ 有機農業指導活動促進事業

第1 事業の内容

有機農業に取り組む農業者の技術習得を促進するため、有機農業の栽培技術指導を広域的に行う民間団体等が、有機農業に取り組む農業者等に対して行う現地指導や研修会の開催、技術指導に必要な資材の作成や研修場の設置等を支援する。

第2 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとし、（１）は必須、（２）から（４）までのうち１つ以上の、計２つ以上の取組を行うこととする。

（１）指導活動全般に関する検討

効率的かつ効果的な事業推進に向けた検討や会計処理のルール等の確認、技術指導等に必要な資料の作成その他本事業の成果目標達成に向けて必要な事項等について、調整・検討の取組。

（２）現地指導

希望する農業者等の要望に応じて、有機農業に関する指導者を派遣し、農業者の有機農業に関する技術を習得させるための現地指導、当該指導に必要な資料の作成等の取組。

（３）研修会開催

有機農業に関する技術習得に必要な研修会の開催や実証ほ・採種場の設置などの体制整備、研修カリキュラムの作成等の取組。

（４）有機農業に関する教育カリキュラムの策定

農業高校や農業大学校において、有機農業に関する指導者を招へいし、生徒への技術習得の研修会の開催や実証ほ・採種場の設置などの体制整備、有機農業の技術習得につながる教育カリキュラムの作成等の取組。

第3 補助要件

事業実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、かつ農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

（１）再現性があり、生産性の高い有機農業の技術について十分な知見を有していること。

（２）都道府県域を越える範囲で広域的に有機農業技術の指導活動を行う、又は農業者等に対する研修を開催することが可能な体制を有していること。

第4 成果目標の設定

成果目標は、以下の（１）又は（２）のいずれかを選択するものとし、目標年度は令和5年度とする。

（１）複数の都道府県において、有機農業の技術指導を5回以上実施。

（２）複数の都道府県において、有機農業の技術指導を50人以上に対して実施。

第5 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

- ア 有機農業の推進に関する業務経験を有する者が参画しているか。
- イ 都道府県域を越えた有機農業の広域的な地域の複数の農業者を対象とする技術指導の経験を有した者が参画しているか。

(2) 取組の高度化

- ア 農業者等への指導内容が具体的な計画になっているか。
- イ 都道府県域を越えた有機農業の広域的な地域の複数の農業者へ技術指導を行う計画になっているか。
- ウ 技術指導の計画対象に新たに有機農業に取り組む農業者（取組を開始して3年以内）が含まれているか。